

○共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

〔平成7年6月28日〕
〔条例第3号〕

改正	平成11年3月29日条例第3号	平成13年3月26日条例第3号
	平成14年3月25日条例第2号	平成20年3月24日条例第3号
	平成21年3月19日条例第5号	平成21年11月20日条例第10号
	平成22年9月24日条例第3号	平成22年11月26日条例第4号
	平成28年9月6日条例第8号	平成29年3月30日条例第4号
	平成30年3月27日条例第1号	令和元年11月27日条例第4号

共立蒲原総合病院職員の勤務時間に関する条例（昭和36年共立蒲原総合病院条例第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、

4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

- 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第 4 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては 8 日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、管理者と協議して、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、引き続いて6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、勤務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

第7条 削除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法

律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として、共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号)第2条の2に規定する児童を含む。以下この条の第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて前条第1項に規定する勤務をさせてはならない。

4 第3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定め

るところにより、要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し、必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務代休時間）

第8条の3 任命権者は、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号）第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務

時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられる
ときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第 1 1 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時
間及び組合休暇とする。

(年次有給休暇)

第 1 2 条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年
において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等、再
任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間
等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員と
なるもの その年の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める
日数

(3) 当該年の前年において地方公営企業労働関係法 (昭和27年法律第289号) の適
用をうける職員、特別職に属する地方公務員、共立蒲原総合病院以外の地方公
共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に
規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に規定す
る地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に
規定する土地開発公社、公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99
号) 第 1 条に規定する公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若
しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者
(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。) であつ
た者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職
員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中
における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則
で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次有給休暇 (この項の規定により繰り越されたものを除く。) は、規則で定め
る日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。た
だし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる
場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(組合休暇)

第16条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。

2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、1年を通じて30日を超えて与えることができない。

4 組合休暇は、無給とする。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(共立蒲原総合病院職員の休暇等に関する条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

共立蒲原総合病院職員の休暇等に関する条例（昭和35年条例第13号。以下「旧休暇条例」という。）

(経過措置)

第3条 この条例の施行前に、共立蒲原総合病院職員の勤務時間に関する条例（以下「旧勤務時間条例」という。）第2条第1項の規定により1週間の勤務時間が定められている職員については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において共立蒲原総合病院職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧勤務時間条例第2条第2項の規定により月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第3項の規定により定められている勤務を要しない日又は勤務時

間の割振りは、それぞれ新条例第5条の規定により任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に規定する職員以外の職員について旧勤務時間条例第2条第1項又は第3項の規定により定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定により任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。
- 4 前2項の規定が適用される職員について、旧勤務時間条例第3条の規定に基づき定められている休息时间については、新条例第6条の規定による休息时间とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3項の許可を受けている正規の勤務時間以外の時間における断続的な勤務については、新条例第8条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 6 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成7年における年次有給休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、旧休暇条例の年次休暇の残日数とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧休暇条例第3条第3項の規定により職員が請求している年次休暇の時季については、新条例第12条第3項の規定により請求したものとみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧休暇条例第3条第4項又は第4条の規定により任命権者の承認又は許可を受けている休暇については、新条例第16条第1項又は第17条の規定により任命権者が承認又は許可したものとみなす。
- 9 前各項に規定するもののほか、新条例の施行に伴い必要な経過措置は規則で定める。

（共立蒲原総合病院職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 共立蒲原総合病院職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院条例第3号）の一部を改正する。

〔次のよう〕略

（共立蒲原総合病院職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第5条 共立蒲原総合病院職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年共立蒲原総合病院条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成11年3月29日条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 改正後の共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2第2項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお、従前の例による。

（経過措置）

第2条 新条例第15条の規定は、改正前の共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

- 2 旧条例第17条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過するまでの間」とする。

附 則（平成20年3月24日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

2～4 略

附 則（平成22年 9 月 24 日 条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 10 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ改正後の共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 10 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。
- 3 施行日以後の日を第 2 条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する時間外勤務の制限を開始日とする同条第 2 項又は第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附 則（平成22年11月26日 条例第 4 号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月 6 日 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 30 日 条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則（平成30年 3 月 27 日 条例第 1 号）抄
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月27日 条例第 4 号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。